

地方独立行政法人北海道立総合研究機構告示第5号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構会計規程（平成22年4月1日規程第45号）第27条の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和7年（2025年）1月27日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理事長 小 高 咲

1 資格及び調達をする役務等の種類

地方独立行政法人北海道立総合研究機構が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

（1）契約

令和7年（2025年）1月27日に一般競争入札の公告を行う「車両管理業務」

（2）資格

「車両管理業務」の資格（以下「資格」という。）

（3）役務等の種類

車両管理業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

（1）地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年4月1日規程第48号。

以下「取扱規則」という。）第3条に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（2）取扱規則第4条の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（3）北海道又は道総研が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（4）暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（5）暴力団関係事業者等でないこと。

（6）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

（7）別紙「試験研究機関所在地一覧」に記載した試験研究機関所在市町村又は隣接市町村において、自動車の車検等を実施することが可能であること。

（8）過去3年間に於いて、1の（1）に定める契約と種類を同じくする契約を複数台の車両について締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の（8）に掲げる資格要件にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とすることができる。

4 資格審査の申請の時期及び方法

（1）申請の時期

資格審査の申請は、令和7年（2025年）1月27日から同年2月7日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

（2）申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。郵送可

ア 提出先の名称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構

本部経営管理部財務グループ

イ 提出先の所在地 札幌市北区北19条西11丁目

5 資格審査の再申請

（1）再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

（2）再申請の方法

再申請しようとする者は、4の（2）の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

（1）資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の（1）に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

（2）有効期間の更新

資格は1の（1）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。